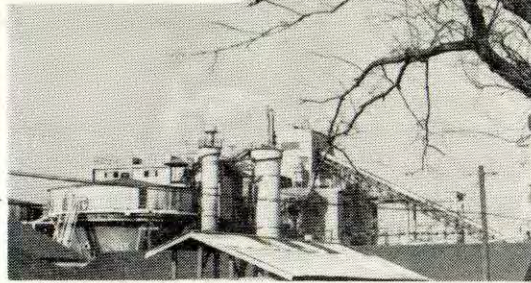


江戸川法人会だより

法人企業の 発展と現状



▽会社数は一〇年間に倍増

三十八年末のわが国の会社総数は六十六万一千、四六七社で二八年末の三十三万三千、三九二社にくらべ、一〇年間で倍増しています。

資本金別では、三十八年でみてみると、資本金百万円未満が全体の四七％で、ほぼ半数を占めています。さらに資本金五百万円未満では全体の九〇％になり、大部分が小規模会社であることがわかります。

国税庁では、このほど

昭和三十八年度分の会社標準調査を分析したうえ「税務統計からみた法人企業の発展と現状」をとりまとめ発表しました。そのあらましを御紹介します。

▽王座の法人税

最近の法人税の伸びは著しく、三十八年度の法人税は九、一一二億円で達し国税収入全体の三五％で、各税の王座にあります。

しかしこの一〇年間で資本金五百万円未満の会社は二倍にあつただけですが、資本金五百万円以上一億円未満の会社は五倍、資本金一億円以上の会社は五・五倍にあつていきます。このように中規模以上の会社の増加率ははるかに高いことは、資本規模の増大が著しいことを示しているといえます。

▽旺盛な増資意欲

一〇年間に会社数は二倍となりましたが一方資本金について見ま

すと、三十八年には資本金総額は約六兆千億円に達し、二八年の約八倍になっています。

このように資本金の増加率が会社数の増加率をはるかに上回っていることは、個々の会社の増資意欲が強かったことを示しています。

▽所得率は平均三・八％

三十八年の全会社の売上総額は七兆円で、二八年の四・八倍となつていきます。

売上に対する所得の割合、つまり所得率は、全業種を通じて平均三・八％となつていきます。これを業種別にみると別表のとおりで、不動産業が最も高く、卸売業が最も低くなつていきます。

▽益金処分の内容

会社の利益の処分状況をみてみますと三十八年の全会社の益金処分の総額は二兆四、四六七億円であり、内訳は役員賞与が一、〇四九億円で四・三％。株主配当が五、七二二億円で二三・四％。法人税が七、九五四億円で三二・五％。社外流出一、九七九億円で八・一％。社内留保が七、七六三億円で三二・七％となつていきます。

益金処分の構成割合を業種別にみると業種によってかなりの差異があり、金融保険業は内部留保が四九％で最も厚く逆に配当は一％で最も低くなつていきます。小売業、料理飲食旅館業がややこれに

似た傾向を示し、農林水産業、金属機械工業などは配当の比率が高く内部留保が薄くなつていきます。

▽交際費と寄附金

三十八年中の交際費支出総額は四、五二〇億円で、売上千円に対して六円三三銭にあたります。

業種別に売上に対する交際費の割合をみますと、別表のとおりでサービス業が最も高く、不動産業建設業などがこれに次いでいます。

つぎに寄附金の支出総額は、二百九二億円で、売上千円に対して四一銭にあたります。

資本金規模別にみると、売上に對する交際費の割合は、資本金の小さな会社ほど高く、また寄附金の割合は、資本金の大きな会社ほど高くなつていきます。

▽支払利子は配当の四倍

法人企業の資金コストについてみますと、他人資本つまり負債に對する利子の支払総額は二兆一、八八〇億円で、売上千円に対し三円一三銭にあたっています。一方自己資本つまり株主への配当の支払総額は五、八四二億円で売上千円につき八一銭にあたっています。これは、配当総額の約四倍の利子を支払っていることを示します。

利子を一とした場合の配当は、日本の〇・二七に対して、英国は五・八。西独は一・四八で、いずれも配当が利子を上廻っています。したがって日本の法人企業は自己資本の構成割合が低く、他人資本へ強く依存しているといえます。

業種別の交際費等

(昭和38年)

業種別	区分	所得率	売上1,000円あたり				
			交際費	寄附金	利子	配当	
合計		3.8	6.33	.41	3.13	.81	
農林水産業		4.0	5.12	1.27	5.61	1.18	
鉱業		5.8	7.46	.79	5.66	1.28	
建設業		4.5	12.29	.53	1.64	.80	
紡織業		4.5	5.44	.64	3.46	1.00	
化学工業		6.3	8.24	.57	3.88	1.23	
金属機械工業		6.0	8.00	.63	4.01	1.99	
その他の製造業		4.3	7.38	.45	2.28	.83	
卸売業		1.3	4.19	.09	1.40	.22	
小売業		2.6	4.92	.13	1.11	.34	
料理飲食旅館		6.2	11.33	.21	3.64	.66	
金融保険業		5.9	3.27	.62	8.48	.61	
不動産業		14.3	13.06	2.73	17.45	2.63	
運輸通信等		8.9	11.12	1.69	8.11	2.47	
サービス業		7.3	15.96	.32	2.82	1.31	

本年もまた所得税の確定申告と納税の時期が参りました。
この二月、三月は所得税のほかに贈与税、個人事業税、特別区
民税の申告時期でもあります。

贈与税の申告と納税は………三月一日まで
所得税の確定申告と納税は………三月十五日まで
個人事業税の申告は………三月二十日まで
特別区民税の申告は………三月二十日まで

いよいよ税金の大みそか



(写真は納税相談風景)

申告書の共同受付

本年も税務署、税務事務所、区役所の三者が合同して、所得税、個人事業税、特別区民税の申告書の共同受付を、三月一日から三月十五日までの間、税務署に於て実施しますから御利用下さい。

所得税の申告と納税について

所得税の確定申告と納税は三月十五日までとなっています。期限内に申告と納税をぜひ済ませて下さい。申告が期限に遅れると、配

偶者控除その他いろいろの控除がうけられないうえ、加算税などを余分に納めなければなりません。

また、納税がおくれますと、三月一日から納める日までの期間について延滞税がかかります。

期限内に納税が困難な方は、延納等の取扱もありますから、税務署に御相談下さい。

源泉徴収税額や予定納税額が年間の所得について計算した税額より多いときは、納め過ぎになりますので、これは未納の国税に充てたり、または還付されます。

税務署では、特別の事由のあるものを除いて申告書の提出日付順に還付手続をとりますから、なるべく早めに確定申告をして下さい。

御存知ですか？

所得税法では、所得を事業所得、配当所得、不動産所得、給与所得など一〇種類に区分していることは御承知のことと思います。このうち配当所得と不動産所得のことを資産所得といっています。会員の皆さんは資産所得合算の申告ということを御存知ですか。

詳細は税務署にお聞き願うことにして、以下はそのあらまし。

所得税は、納税者はそれぞれ自分の所得とそれに対する税額を計算して確定申告をし、納税をするということを建前としています。

しかし、世帯を同じくしている夫婦、親子、祖父母と孫等といった、一定の関係のある親族のなかに、五万円以上の資産所得のある人があつて、その資産所得を、親族のなかで資産所得以外の所得が一番大きい人の所得（山林所得と退職所得は除きます）に合算した額が二一〇万円以上になる場合があります。

（注）資産所得以外の所得が一番大きい人を「主たる所得者」といい、この人以外の親族を「世帯員」といいます。

このような場合には、主たる所得者は、自分の所得のほかに、世帯員の資産所得も有するものとみなされて、特別の方法で税金の計算をして申告納税しなければならぬことになっています。

これを資産所得合算の申告とい

っています。

資産所得合算の申告をしなければならぬ人は「確定申告書（資産所得合算用）」を使うことになります。税務署へ請求して下さい。

合算される親族の範囲

「世帯を同じくしている親族」に資産所得がある場合に、この特別の税額計算をしますので、まず最初に、この一定範囲の親族に該当するかどうかを判定する必要があります。合算されるのは、生計を一にしている、次のような間柄にある人です

①夫と妻 ②父母と子 ③祖父母と孫

しかし、子や孫については、その人が配偶者もまた子供もなく、その上、資産所得以外の所得が十万円以下である場合にのみ合算の対象となります。

資産合算を行なわぬ場合

一定範囲の親族に該当しても、資産所得が五万円に満たない人は合算の対象になりません。

主たる所得者の総所得金額と世帯員の資産所得の合計額が二一〇万円に満たない場合は、その親族の全部について合算課税が行われません（雑損控除や医療費控除がある場合には二一〇万円の限度が異なってきます）。

税額の計算

資産所得の合算課税が行なわれる場合は、その世帯員の資産所得は主たる所得者の所得とみなされて、主たる所得者の総所得金額と合算して所得を計算し、各種の所得控除を行ない税額を算出します。算出された税額から配当控除を行なつたうえで、合算した所得金額のうちに占める各人の所得金額の割合で按分した税額が各人の税額となります。

このようにして計算された税額から各人に認められる配当控除以外の税額控除をさし引いた金額が各人の納付する税額となります。

また、各世帯員に資産所得以外の所得について納めるべき税額があるときは、これを加算したものが世帯員の所得税額となります。

御参考までに一般的な合算親族の範囲例を次頁に図示しました。

贈与税とはどんな税金か

忘れずに申告と納税を

土地の名義を変えたために贈与税がかかった。もらったのに税金がかかるとは、などとよく聞きます。……昭和三十一年中に四十万円をこえる財産を他の人からもらったような場合には贈与税がかかります。

二月一日から三月一日までは、こうした贈与税の申告をしていただき、それに見合う税金を納めていただく期間です。しかし一般には、財産をもらうということは、ひんぱんには起らないので贈与税のかかることに気付かない例が多いようです。そこで申告に備えて贈与税とはどんな税金か解説してみます。

▽申告をしなければならない人

昭和三十一年中に他の人からもらった財産などの価額の合計額が四十万円をこえる人は、二月一日から三月一日までに贈与税の申告と納税をしなければなりません。

また特別の場合ですが、三十一年中にももらった財産などの価額の合計額が四十万円以下であっても同じ人から三十八年中または三十

七年中に二十万円をこえる財産をもらった人は贈与税の申告と納税をしなければなりません。

▽贈与税のかかる財産

贈与税は、原則としてもらったすべての財産について課税されます。贈与税のかかる場合としては(1)不動産、自動車、有価証券などをもらった場合

- (2) 不動産、自動車、有価証券などを買うための資金をもらった場合
- (3) 名義変更等により、預貯金や不動産をもらった場合

このほか、財産をもらったものとみなして課税される場合があります。たとえば

- (1) 財産を時価より非常に安い価額で買った時の時価との差額
- (2) 借入金で代って払ったもらった場合
- (3) 自分が掛金を支払わない生命保険金、郵便年金等の支払を受けた場合

▽贈与税のかからない財産
もらった財産でも、次のようなものは贈与税がかかりません。

- (1) 親子や夫婦の間の教育費、生活費で通常必要と認められるもの

(参考例示)

注 ○主たる所得者
←合算される
単位は万円

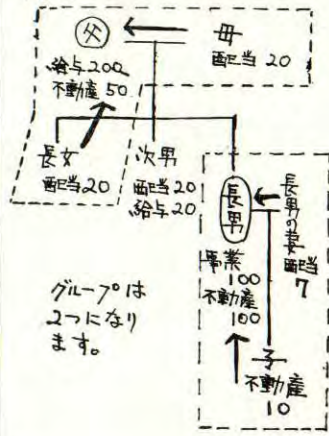
例1.

夫 給与 150 妻 配当 7
山林 150
夫の総所得金額 200万円と妻の配当所得 7万円の合計は 207万円であるので合算されない。

例2.

夫 給与 300 妻 配当 7
不動産 200 給与 30
配当 7万円が合算され給与所得は合算されない。

例3.



グループは2つになります。

- (2) 法人からの贈与財産(贈与税が課税されないかわりに一時所得として所得税の課税対象となります。)

- (3) 公益の目的に使うことが、はっきりしている財産

- (4) 公職選挙の候補者が、選挙運動に關してもらった財産で、正式に申し出たもの

などがあります。

以上のように贈与を受けた人は二月一日から三月一日までの間に申告して納税をしなければなりません。

期限に遅れると、延滞税や加算税がかかりますから御注意下さい。

▽延納の申請もできる

納める税金が三万円をこえていて、期限までに一時に納めることができないときは、確実な担保を入れて「延納の申請」(申請期限は三月一日)をしますと、納付困難な部分は五年以内の延納が認められる制度もあります。

以上は贈与税のあらましですが申告の仕方や財産の評価方法などわからないことがありましたら税務署の資産税係にお問合せ下さい。

家賃通帳の場合

「問1」家賃の通帳について、印紙税額はいくらでしょうか。

「答」付込一年間につき二〇〇円の収入印紙を貼付し割印することにより納付します。ただし、引き続き使用の場合は、新たに通帳を作成したものと同みなされ、更に付込一年について相当印紙を貼付し割印します。即ち一か年の付込について納付するものです。

「問2」それでは向う五か年間使用することとした場合一〇〇円の収入印紙を貼付し割印してもよろしいでしょうか。

「答」五か年間の期間を明記して使用しても差し支えないが、その間に税法等の改正があるとも考へられるので、原則として使用の期間毎に相当印紙を貼付し割印することにより納付することとして下さい。

印紙税もやま話



税金相談室

「借地権の取扱」二題

〔問〕土地を借り受けるにあたり借地権の設定契約を締結して権利金を支払わなければ借地権として資産に計上する必要はありませんか。
(東船堀町A製作所)

〔答〕借地権または地役権の取得というのは、借地権等の設定契約または譲渡契約による取得のほか次に掲げるような場合にも借地権の取得があったものとして取り扱われます。

また借地権を無償又は不当に低い価額で取得した場合において、その借地権の時価との差額について

非課税所得関係

〔問〕社員又は社員の家族に慶弔災害等があった場合には、慣例的に、その社員の勤続年数、地位等に照して結婚祝金、葬祭料、香典、病見舞金等を支給しては、所得税を源泉徴収すべきでしょうか
(春江D社)

〔答〕会社が慣例的、一方的に支給しているのであれば、給与所得

て相手方から贈与を受けたと認められる金額があるにもかかわらずこれを借地権等として資産に計上していないときはこれを評価減したものと取り扱われます。

(1)法人がその設立にあたり、代表者等の有する建物等の現物出資を受けた場合

(2)法人が他人の土地の上に存する建物等を買収した場合

(3)法人が他人の土地の上に建物等を建築した場合

右のうち「他人」とあるのは、その相手方が自己の会社の代表者、親会社、子会社のいずれであるかを問わない。

とはなりませんから、所得税を源泉徴収する必要はありません。

この場合、その支給を受けた社員にとっては、一時所得となり、申告納税の対象となりますが、そのうち、葬祭料、香典、災害等の見舞金品で慰しや料に類するものについては課税されません。

〔問〕当方は労働者災害補償保険法の適用のない小工場経営者です。工具に職務上の事故があった場合には、労働基準法の規定によ

〔問〕借地権として資産に計上する金額は、権利金として支払った金額だけでよろしいでしょうか。

(逆井S社)

〔答〕借地権の取得価格には、土地の賃借契約(契約の更新を含む)をするに際して借地権の対価として土地所有者または借地権者に支払った金額のほか、次に掲げる金額を含みます。

(1)借地権の取引の慣行のある土地の上に存する建物等取得した

場合におけるその建物等の購入代価のうち借地権の対価と認められる部分の金額

(2)賃借した土地についてした改良のための地盛り、地ならし、埋立等の整地のために費した費用

(3)借地契約の更新又は変更にあたり支出した費用(更新料等)

〔問〕当社の社員が死亡しましたので、死亡の時までの勤続期間に応じた退職手当をその社員の遺族に支払うことになりましたが、この場合の退職手当についても所得税がかかりますか。(桑川I社)

〔答〕所得税は課せられないことになっております。なお労働基準法に定める割合をこえて休業補償、療養補償、遺族補償、葬祭料、打切補償又は分割補償を行なったときにおいてもその金額について課税する必要はありません。

〔問〕当社の社員が死亡しましたので、死亡の時までの勤続期間に応じた退職手当をその社員の遺族に支払うことになりましたが、この場合の退職手当についても所得税がかかりますか。(桑川I社)

り支出した費用(更新料等)
(4)借地権等を有する土地の上にある建物等を増改築するにあたりその土地の所有者等に対して支出した費用の額
なお、借地権の取引の慣行のある土地の上に存する建物等取得した場合には、まず、その建物等の購入代価からその建物の価額(建物だけの価額)を見積ってこれを建物とし、残額を借地権等として区分経理をする必要があります。しかし、このように区分した借地権の価額が総体の購入代価の三割以下でかつ百万円以下であるときは、その購入代価の総額を建物の取得価額とすることができま

二月

○所得税の確定申告と納税

○贈与税の申告と納税

○源泉所得税の納税

○十二月決算法人の確定申告納税

○六月決算法人の中間申告と納税

○十二月決算法人の法人事業税申告と納税

○法人住民税の申告と納税(事業税に同じ)

○固定資産税、都市計画税の納税

○給与支払報告書の提出

(注) 関係深い主な税金だけをあげました。
(写真は湯島天神附近で見つけた道標。文面に「左 ひぐらし飛鳥山」とある。)

編集兼発行責任者

江戸川法人会

江戸川区小松川四一九八

電話六八一局三四七四番

